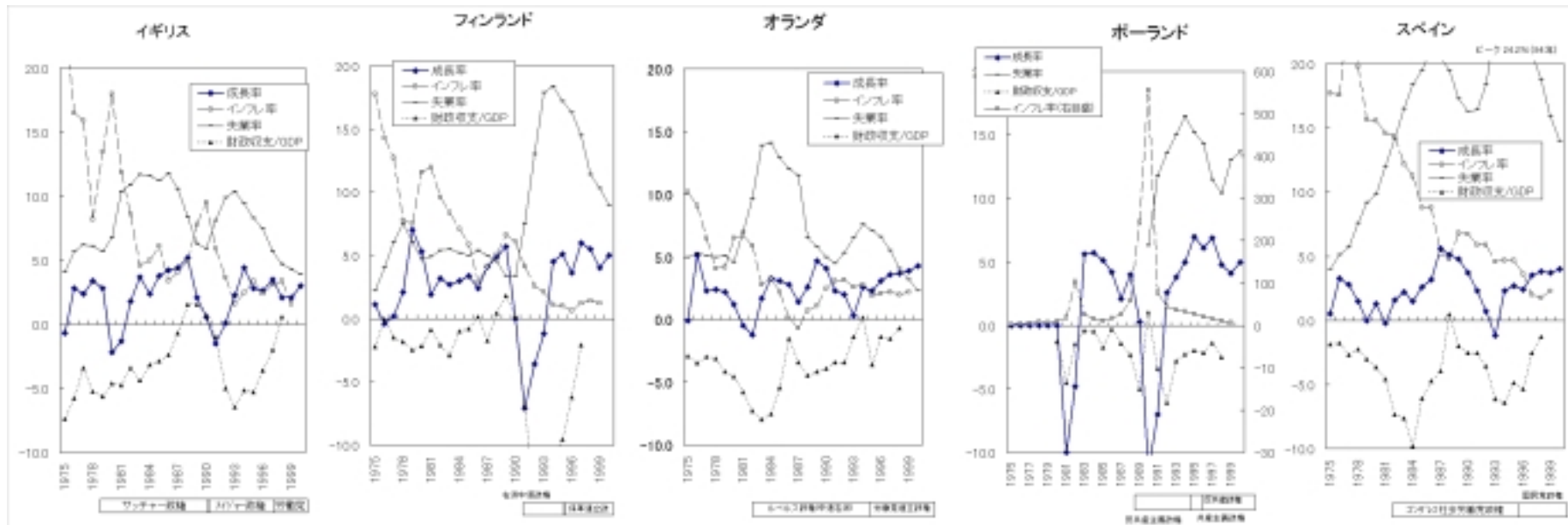


(参考資料1)

研究対象国の概要及び主要経済指標の推移

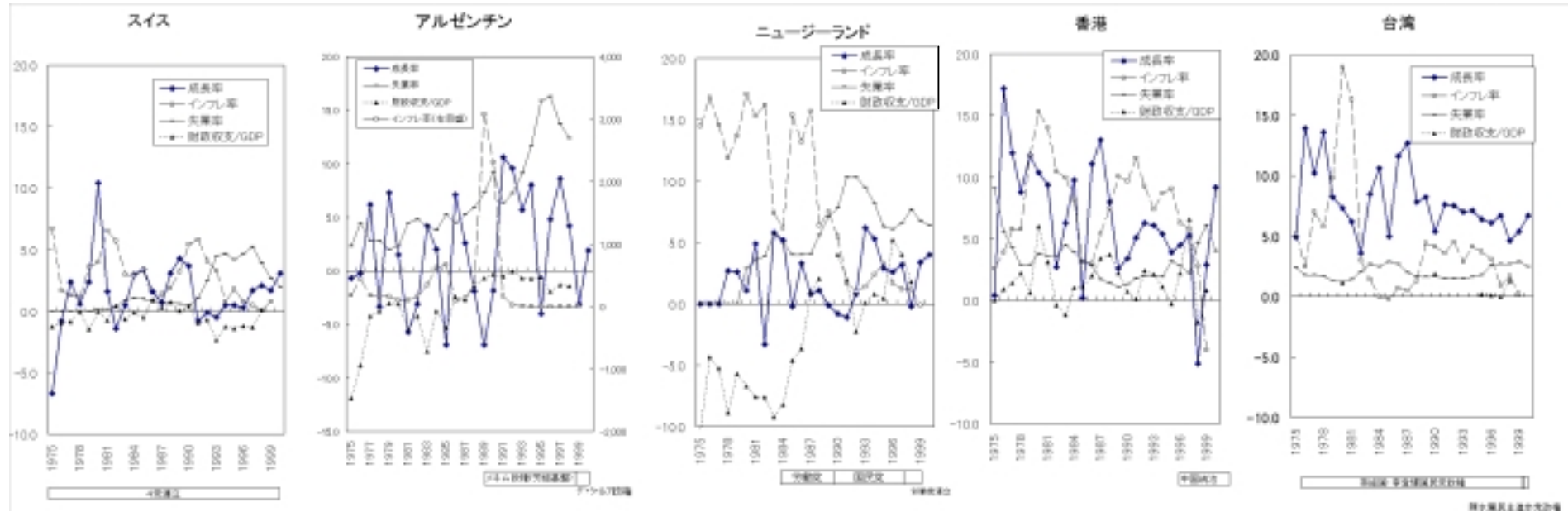
	イギリス	フィンランド	オランダ	ポーランド	スペイン
面積	24.4万平方キロ (日本の0.65倍)	面積 33.8万平方キロ (日本の0.9倍)	面積 4.15万平方キロ (日本の0.11倍)	面積 31.2万平方キロ (日本の0.85倍)	面積 50.5万平方キロ (日本の1.34倍)
人口	5,874万人	人口 517万人	人口 1,581万人	人口 3,865万人	人口 3,942万人
国内総生産	14,400億ドル	国内総生産 1,287億ドル	国内総生産 3,937億USDドル	国内総生産 1,551億ドル	国内総生産 5,956億ドル
一人当りGDP	24,515ドル	一人当りGDP 24,894ドル	一人当りGDP 24,902USDドル	一人当りGDP 4,013ドル	一人当りGDP 15,109ドル



(出典 IMF:IFS、計数は1999年の値)

研究対象国の概要及び主要経済指標の推移(続き)

	スイス	アルゼンチン	ニュージーランド	香港	台湾
面積	4.1万平方キロ (日本の0.11倍)	面積 277.2万平方キロ (日本の7.33倍)	面積 26.9万平方キロ (日本の0.7倍)	面積 1,074平方キロ (東京都の約半分)	面積 3.6万平方キロ (九州とほぼ同規模)
人口	713万人	人口 3,658万人	人口 381万人	人口 684万人	人口 2,203万人
国内総生産	2,592億ドル	国内総生産 2,829億ドル	国内総生産 560億ドル	国内総生産 1,588億ドル	国内総生産 2,960億ドル
一人当りGDP	36,353ドル	一人当りGDP 7,734ドル	一人当りGDP 14,698ドル	一人当りGDP 23,216ドル	一人当りGDP 13,436ドル



(出典 IMF:IFS、台湾は行政院主計処、計数は1999年の値)

1980年以降、研究対象国でとられた主な経済構造改革と改革の成果について(総括表)(その1)

(出典: 最終章の参考文献により作成)

	ニュージーランド	イギリス	フィンランド	スイス	オランダ
改革前の状況 (問題点)	長期低迷(1970年代半ば以降) 国際競争力低下 財政赤字/GDP(83年 9.2%) 一次産品依存の脆弱な経済	低い成長率 スタグフレーション(二桁インフレ、高失業) 財政赤字/GDP(80年 4.6%) 低い国際競争力 「英国病」 高福祉・高負担 強い労組による高賃金・ストライク(硬直的労働市場) 非効率な国営基幹産業 企業家精神の喪失	90年バブル崩壊、金融危機、旧ソ連との 貿易激減等による景気大幅後退(90-93 年) 財政赤字/GDP(91年 6.8%、92年 14.4%) 高失業、高福祉・高負担	90年代前半は通貨高及びバブル崩壊 による景気低迷 高物価・高コスト構造(高い雇用側の 社会保障負担、日本を上回る高賃金、 輸入規制、農業補助金による高い農産 物価格) 硬直的な市場(建設、非金融)	低成長、高失業率、高賃金、国際競争 力低下 財政赤字/GDP(82年 7.3%) 「オランダ病」70年代後半から80年 代初
改革の時期と改 革の基本的考え 方等	84年(ロバート・ムア労働党政権) ・ 小さな政府、福祉国家からの脱却、市場原理 の徹底を目指した広範かつ急進的な構造改 革 ・ 90年(ボブ・ホップ労働党政権) ・ 99年(クラーク労働党連立政権) 「行き過ぎた効率化・自由化」の是正から労働党 政権へ(富裕層への増税、福祉引上げ、民営化一 時凍結、労組の権限強化) 競争原理導入	79年~90年(サッチャー政権時) 競争原理導入 ・ 小さな政府(社会主義色の払拭) 自助努力 競争原理の復活 90年~97年(メージャー政権もサッチャー政権を踏 襲) 97年ブレア労働党政権は「第3の道」を模索	91年(アホ右派中道政権) 95年(リッ ポネン保守連立政権) ・ 競争力のある分野への特化・高付加 価値化(資源依存型経済からの脱却) の加速 ・ 産官学の協調 ・ 民間企業のリストラと経営資源の 「選択と集中」	90年代後半 4党連立 ・ 大企業のグローバル化、リストラ努 力、ハイテク中小企業の積極育成 ・ 経営資源の「選択と集中」	82年~94年ルベルス(中道右派)政 権時以降 政労使協調による改革(ワッセナー合 意) ・ 財政赤字削減努力(政) ・ 賃金抑制(労) ・ 雇用拡大努力(使)
改革の主な内容	・ 歳出削減(農業補助金、輸出補助金廃止、政府 資産売却) ・ 税制改革(財・サービス税導入、個人所得税・ 法人税引下げ) ・ 政府の事業活動の殆どを24 国有企業に集約 (一部民営化) ・ 公務員制度改革(5年の個人契約制移行、採 用は国籍不問) ・ 社会保障、労働分野の自由化 ・ 貿易・投資の自由化(輸出補助金・税制優遇 措置撤廃、関税引下げ等) ・ 金融自由化(金利、参入の自由化)	・ 緊縮型の中期財政・金融政策(インフレ是正) ・ 社会福祉、政府サービスの削減(有料化、民 間委託、選別化) ・ 減税、直間比率見直し ・ 規制緩和(競争原理の導入) ・ 国有企業の民営化 ・ 労働組合の活動規制(労働法改正) ・ サプライズ重視(成長産業の育成、労働者教育、 職業訓練強化、企業減税) ・ 中産階級重視政策(公営住宅払下げ等林ビ ュー・キャピタリズム)	・ 歳出削減(93年以降、地方公共団体 への補助金削減、福祉削減) ・ 民営化促進 ・ 外資導入(外資の株式保有規制撤廃) ・ 木材産業中心から機械、エレクトロニクスへ 特化、高付加価値化 ・ ベンチャー育成に政府が積極関与 ・ 産学協同、国際的共同研究への積極 参加。政府の積極的研究開発投資 ・ 技術重視の教育 ・ 電子部品産業の自由化、競争導入 ・ 職業訓練センターの充実(長期失業者、 熟練工不足対策)	・ 歳出削減(93-96年補助金削減、 97-99年緩やかな拡張的財政政 策) ・ 石油税、タバコ税引上げ、VAT 導入 ・ 規制(カルテル)緩和 ・ 民間のリストラ努力(高付加価値 化戦略、金融再編、重厚長大産 業の外資売却、統合・合理化) ・ 硬直的な労働市場の改革 ・ 産学協調によるハイテク化強化	・ 歳出削減(歳出抑制、公務員数・ 公務員給与の抑制) ・ 社会保障水準は原則切り下げ、効 率化と社会保障制度の一部民営化 ・ 累進税率緩和と税率構造の簡素 化、付加価値税、酒・タバコ税引 上げ ・ 賃金抑制(物価スライド廃止、最 低賃金引下げ) ・ パートタイム労働活用によるワークシェア リング、労働時間短縮
改革の成果	・ 87年以降、財政黒字定着 ・ インフレ鎮静(88年以降1桁へ)	・ イギリス病の克服(成長率回復、インフレ 鎮静80年18.0% 86年3.4%、88年に財 政黒字) ・ 失業率は改革8年目から低下	・ 98年に財政赤字解消、先端産業の高 い国際競争力 ・ 企業体質の強化	・ 緩やかな成長率回復 ・ 企業体質の強化 ・ 財政黒字化	・ 99年に財政は黒字化(25年ぶり) ・ 改革3年目からほぼ一貫して失業 率低下
残された主な問 題点	・ 所得格差拡大 ・ 依然として高い一次産品依存 ・ 経常赤字拡大(98/99対GDP比5.8%)	・ 所得格差拡大	・ 依然、高い失業率	・ 不十分なカルテル規制緩和(規制 が残った建設は外国企業の傘下 へ)	・ カルテルの残存 ・ 競争力の弱い産業分野の生産性向上

1980年以降、研究対象国でとられた主な経済構造改革と改革の成果について（総括表）（その2）

	ポーランド	スペイン	アルゼンチン	香港	台湾
改革前の状況 （問題点）	80年代の低成長と89年の民主化の動きに伴う政治的・社会的混乱 マイナス成長 ハイパーインフレ(89、90年は3桁インフレ) 対外債務問題 財政赤字/GDP(89年 5.0%)	高い失業率(96年 22.2%) 財政赤字/GDP(96年 5.4%)	88年以降3年連続マイナス成長 ハイパーインフレ(89、90年は4桁インフレ) 対外債務問題 高い雇用主の年金・保険負担(アルゼンチンコスト) 海外への資本逃避	(80年代以降の動向) 80年代、途上国追い上げ、香港製造業の広東省シフト 90年代、中国返還バブル(不動産価格高騰、株価急騰など) アジア通貨危機等を契機に98年第1四半期以降、5期連続マイナス成長	(80年代以降の動向) 80年代「奇跡の成長」 高賃金の下、労働集約型産業から資本集約型産業へ転換 90年代 産業の高度化進捗(知識集約型産業への移行)
改革の時期と改革の基本的考え方等	89年(マゾビエッキ非共産党政権、バルツェロビッチ蔵相) 競争原理導入 「ショック療法」による市場経済への移行、社会主義の放棄(憲法改正)、IMFの関与	・82年ゴンザレス政権時、緊急型マクロ政策、産業の構造調整 ・96年以降 アスナール保守政権時 一層の競争原理導入。雇用・賃金面では前政権から政労使協調を継続。 自由化、規制緩和、労働市場改革を中心とした構造改革	1976~81年 第1次新自由主義改革 1991~99年 第2次新自由主義改革 89年~99年メナム政権時 競争原理導入 ・小さな政府(経済自由化、緊縮財政による財政健全化を目指した構造改革)、IMFの関与	(経済構造の特色) ・レッセフェールモデル地域 (但し、金融の分野では最低限の規制導入) ・中国関連ビジネスの窓口 ・80年代以降、第3次産業へシフト ・98年GDPに占めるサービス産業比率84.8%、製造業6.2% ・アジアの金融・物流センター ・アジア通貨危機では、早期の市場介入からヘッジファンドを撃退	(経済構造の特色) ・中小零細企業の下業が発達、市場の変化に迅速に対応 ・労働集約型産業から資本・技術集約型産業への転換(労働集約型産業は高賃金などから価格競争力を喪失) ・ベンチャー、ハイテク産業の伸長、コンピュータ部品で高いシェア ・官民協力による研究開発の推進 ・通貨危機の影響も軽微、NIES・ASEAN 諸国がマイナス成長に陥るも、プラス成長維持
改革の主な内容	・歳出削減(国営企業、地方、住宅・社会サービスへの補助金削減) ・税制整備(個人所得税、付加価値税導入、徴税強化) ・金融システム近代化、証券市場創設 ・価格自由化(価格統制廃止) ・貿易自由化により、弱いセクターを国際競争にさらすことで構造改革推進(輸入割当制廃止、関税引下げ) ・基幹産業の民営化	・(96年以降)歳出削減、国営企業の民営化(民営化収入は公的累債削減、インフラ整備へ充当) ・公務員人員の削減、国営企業への補助金抑制 ・97年雇用創出4ヶ年計画(企業の税優遇・雇用主の社会保障負担軽減による失業率の高い若年及び女子の雇用促進) ・技術教育の強化	・緊縮財政(ハイパーインフレ抑制) ・歳出削減(国営企業民営化、政府部門縮小、公務員削減) ・増税(付加価値税) 徴税強化 ・国営企業の民営化 ・貿易政策(輸入数量規制、非課税障壁撤廃、メルコスルによる域内貿易拡大) ・為替改革(89年市場レート化、91年兌換法によるドルベッグ) ・労働市場改革(団体交渉の非集権化、インフレ抑制禁止、公共部門の雇禁止。高い雇用主負担の軽減)		
改革の成果	・ハイパーインフレの収束 ・92年以降、経済回復、失業率低下 ・96年にOECD加盟	・成長率回復 ・財政赤字縮小 ・GDP規模はOECD中8位、自動車生産は世界5位	・ハイパーインフレの収束 91年以降、経済回復		
残された主な問題点	・2桁失業率 ・経常赤字拡大	・依然、高い失業率(2桁失業率) ・硬直的な賃金交渉システムを始めとする労働市場の改革不足	・2桁失業率 ・経常赤字拡大	・一部製造業、建設業で深刻な人手不足、専門家不足 ・産業空洞化	・労働力不足 ・産業空洞化

規制緩和・民営化政策一覧表(含・産業面での動き)(その1)

(出典: 最終章の参考文献により作成)

	ニュージーランド	イギリス	フィンランド	スイス	オランダ
産業政策	商業法制定(86年)参入・退出の自由化を全産業に統一的に導入	<ul style="list-style-type: none"> 競争原理導入(従来は賃金は相対的に高くはなかったが技術革新への対応の遅れ、不十分な投資、品質管理等経営管理のまずさなどから、全般的に競争力は弱かった) 中小企業を対象とする起業融資制度を段階的に拡充(88年に集大成) 84年以降、産学協同に熱心な大学・学部に予算を傾斜配分するシステムを導入 88年以降、職業専門学校教育を重視 80年代後半、外資誘致活発化 対GDP直投比率2%(米、独、伊、仏は1%以下) 	<ul style="list-style-type: none"> 80年代以降の産業政策は特定産業分野への直接援助から競争原理導入へ 木材産業中心から機械、エレクトロニクスを中心とする産業への多角化、高付加価値化 積極的な産学協同、国際的な共同研究への積極的な参加 政府も研究開発投資に積極的に関与 90年代後半以降、紙パ、エネルギー、金融の分野での大型合併・合理化(金融部門では90年末の3,300店舗(5万人)から98年末には1,600店舗(2.5万人)へ) 93年:再建事業法(債権者に破産裁判所への申込みを極力回避させ、債務者の企業再建を容易化) 	<ul style="list-style-type: none"> 95年10月 連邦法改定(カルテルは濫用禁止が原則禁止へ) 96年11月 チバガイギーとサンド合併、製薬業界世界2位のノバルティス誕生 97年 外資出資制限の緩和 2000年 <ul style="list-style-type: none"> 5月 EUとの二者間経済条約、国民投票で承認 8月 アルミ精錬アルスイス、加、仏社と合併(本社カナダへ) 9月 機械製造大手のスルザー社、医薬事業専門化表明 90年代後半から産官学協調強化 	優遇税制による企業誘致策 99年 競争法導入(EU基準に合致)
規制緩和(産業・貿易)	<ul style="list-style-type: none"> 87年までに農業を中心とする輸出補助金、税制優遇措置を全て撤廃 87年以降段階的に関税引下げ 92年までに輸入数量制限廃止(2006年までに関税の完全撤廃、2000年4月に2010年まで先送り) バス、タクシー(参入自由化) 国内航空(外資開放) 石油(独禁法適用強化) 電力(地域独占、価格規制撤廃) 	<ul style="list-style-type: none"> 79年 賃金物価の統制廃止 80年 長距離バスの新規参入規制の撤廃 84年 メガネの独占販売制度撤廃 86年 不動産仲介業務におけるソリストアー(事務弁護士)の独占撤廃、郊外バス規制、新規参入規制撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 電気・通信分野の規制緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 95年7月 WTO加盟 貿易の自由化 (輸入割当制の廃止、関税引下げ) 連邦鉄道、軌道と列車運行を分離、運行への第三者参入可能に 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行、小売店の営業時間規制の緩和 企業設立法の緩和
規制緩和(金融・為替)	<ul style="list-style-type: none"> 84年末 外国為替管理の段階的撤廃(85年に変動相場制へ) 84年 金利自由化 87年 銀行業への参入自由化(4行 23行へ、99年には17行、現地資本は1行のみ) 94年以降準備銀行が金融機関に対する直接的な監督業務から撤退 	<ul style="list-style-type: none"> 79年 為替管理の全廃 86年 ビックバン取引所会員権の開放 単一資格制度の廃止 委託最低手数料の自由化 	<ul style="list-style-type: none"> 債券:90年2月 自国通貨建新発債の非居住者解禁を始め、ほぼ自由化 株式:93年1月「新フィンランド企業株式保有法」施行により外資に対する株式保有規制を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 97年4月、スイス国民の出資比率51%未満企業による不動産購入規制を緩和 	(70年代に自由化進捗)
主な民営化策等	<ul style="list-style-type: none"> 86年 政府の事業活動のほとんどは24の国有企業に集約 鉄道(民営化)通信(事業を郵便、郵貯、電気通信に分離し後2者を民営化) 	<ul style="list-style-type: none"> (80年代前半、国有企業) <ul style="list-style-type: none"> 81年 ケーブル・ワイヤレス、BA 83年 BP 84年 BT (80年代後半、公益企業) <ul style="list-style-type: none"> 86年 ガス 89年 水道 90年 電気 79~90年にかけて石油、ガス、航空、砂糖、通信、ホテル、自動車、造船、バス、トラック等 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送機械、金属、航空、鉄鋼、通信、エネルギー、科学 93年1月以降非居住者の株式保有制限撤廃、キャピタルゲイン税が一律25%の源泉分離課税となり民営化が促進(民営化収入は赤字削減へ充当) 2000年 国営情報通信会社ソネラの完全民営化決定 	<ul style="list-style-type: none"> 98年 通信のスイスコムと郵便・銀行・旅客・輸送部門のポストが独立 スイスコム...98年に第一次株式売却 ポスト...2000年1月、不採算郵便局の大幅な廃止を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 労働疾病休暇保険制度(96年) 公共職業紹介サービス

規制緩和・民営化政策一覧表(含・産業面での動き)(その2)

	スペイン	ポーランド	アルゼンチン	香港	台湾
産業政策	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経済改革(83~86年)で、構造不況業種(製鉄、造船、繊維)の生産設備廃棄、人員削減実施 ・92年「EU経済収斂計画」策定し、構造改革を推進 ・96年の国民党政権成立により一層の経済自由化・規制緩和を推進 ・97年「EU経済収斂新計画」を策定 ・98年以降 EU諸国からの直接投資急増(自動車、電機) (技術系人材育成業が奏効し、研究開発型投資の増加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・90年1月に経済自由化に向けた抜本的な構造改革に着手。「ショック療法」 競争政策の導入、国営企業のリストラ・民営化、輸出促進、中小企業育成 ・賃金水準はEU諸国平均の3割程度のため、価格競争力は強く、低中付加価値品を中心に輸出伸長 ・西側からの技術供与、外資導入による技術・運営ノウハウの取込みなど輸出企業を中心に積極的に支援(特に自動車生産は99年にオランダを抜いて欧州6位の65万台) ・その他:96年にOECD加盟 2003年EU加盟目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・1976~81年 第1次新自由主義以降、金融の自由化・国際化 ・雇用制度の柔軟化 ・1991~99年 第2次新自由主義改革(自動車産業を除く) 雇用制度の柔軟化 	<ul style="list-style-type: none"> ・レッセフェール・モデル地域(但し、「市場の失敗」の回避、インフラ整備に積極的) ・中国関連ビジネスの窓口 ・80年代以降、第3次産業へシフト ・アジアの金融・物流センター化 85年 珠江デルタ(中国)開放に伴う製造業移転 92年以降、財閥系企業の対中国積極投資 94年 技術開発や人材訓練を目的とする「工業支援発展計画」を実施 97年 中国返還(1国2制、2通貨、2金融制度) 97年の中国返還、経済危機後、特定分野の産業育成等、製作スタンスを一部修正 99年7月 情報技術産業と漢方薬業の発展に関する青写真発表 99年11月 デイズニーランド誘致交渉に成功 	<ul style="list-style-type: none"> ・80年代後半より、労働集約型産業から資本・技術集約型産業への転換、輸出主導から内需依存型経済への転換が求められるような状況となった。 ・80年、ハイテク産業の誘致育成を主眼に科学工業園区建設。 ・91年「産業高度化促進条例」施行。知識集約型産業への移行、中小企業の体質改善強化、官民一体の技術開発研究を通じ、産業の高度化をはかる。 ・91年「国家建設6ヵ年計画」産業高度化の基盤としてのインフラ整備計画。 ・93年、民間投資促進のため「経済振興方案」制定。 ・95年「アジア太平洋オペレーション・センター計画」多国籍企業が台湾をオペレーションセンターとして利用できる基盤の構築を目指す。
規制緩和(産業・貿易)	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経済改革(83~86年)において、財・サービス市場の規制緩和を推進 ・86年のEU加盟による自由化進展 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易の自由化(輸入割当制の廃止、関税引下げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・89年以降輸入数量規制、輸入ライセンス等の非関税障壁撤廃 ・95年メルコスル発足により域内共通関税設定(アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ 0~20%) 	<ul style="list-style-type: none"> 98年5月 景気対策として、分譲前の不動産予約販売制度の制限緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・80年代後半、関税率引き下げや輸入自由化政策。 ・87年 対外投資規制大幅緩和
規制緩和(金融・為替)	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経済改革(83~86年)において、資本市場の規制緩和・自由化を推進 ・86年6月ERMに参加 ・99年1月ユーロ導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの近代化(二層銀行システム、国営銀行民営化) ・価格自由化(価格統制の廃止、独占の解体) ・信用供与の削減、金利引上げ ・為替レートの一本化と国内交換性の回復(95年に8条国移行、99年には完全交換可能) ・証券(株式)市場の創設 ・98年中央銀行による財政赤字補填資金の供給を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・89年 為替取引に関する規制と全面撤廃、公定レート廃止、市場レートへ一本化 ・91年 兌換法 事実上のドルペッグ(当局の無制限介入) 中銀のマネタリーベースの外貨保有義務付け(ドルとの交換性確保、中銀の国債引受不能) インデクセーションの禁止 ・中銀の国営企業赤字ファイナンス抑制 ・不採算金融機関(含む公立)の業務縮小、整理統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・元来、自由放任。82~83年の金融危機を機に、規制導入。 ・定期預金金利自由化 94年10月 1ヶ月超の金利自由化 95年1月 7日超の金利自由化 95年11月 7日未満の金利自由化 99年7月 銀行改革プラン発表 ①市場改革、自由化政策 第1段階 2000年7月 7日未満の定期預金に対する金利規制の撤廃 第2段階 2001年7月 普通預金、当座預金に対する金利規制の撤廃 ②銀行システムの安全性・健全性に関する強化策 	<ul style="list-style-type: none"> ・89年 銀行の新規設立認可、金利完全自由化 ・96年12月、規制緩和により外国為替先物取引が全面的に自由化
民営化	<ul style="list-style-type: none"> 96年 国民党政権成立以降、積極的に推進 ・97年 通信、石油、電力(株売却) ・98年 金融、タバコ(完全民営化) ・99年 航空機、電気 (使途は公的累債削減、インフラ整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・97年銅会社、銀行 ・98年銀行、電信電話会社 ・99年銀行、石油、航空 	<ul style="list-style-type: none"> ・89年 国家改革法 ・90年以降 テレビ局、電気・通信、航空、電力、ガス、石油、鉄鋼、国防産業 (民営化により労働組合弱体化) 		<ul style="list-style-type: none"> ・金融、機械等、本来公営企業のウェイト大。民間企業の急速な発展によりウェイト急減。 ・89年、公営企業の民営化及び公営企業独占部門への民間企業参入許可の方針決定。

労働市場改革一覧表(その1)

(出典: 最終章の参考文献により作成)

	ニュージーランド	イギリス	フィンランド	スイス	オランダ
雇用制度、雇用対策等	<ul style="list-style-type: none"> 87年労働関係法(柔軟な雇用契約と賃金交渉の確立が狙い) 全国レベルの賃金交渉から職場単位の賃金交渉への移行促進 88年国家部門法(労働関係法の多くを公共部門労働者への適用) 90年「成長への合意」(労働党政府、準備銀行、労働組合評議会[労組の中央組織]が賃金上昇主導によるインフレ圧力弱まる) ホルンバ-国民党政権(90年~96年)の労働政策の主眼は国際競争力強化、企業収益回復、雇用拡大 91年雇用契約法(労組弱体化が狙い) 労働契約導入 全国統一賃金裁定制度、労働組合の法定団体交渉権、労働組合への強制加入制度などを原則廃止 (組合組織率の低下40% 96年末20%) ク-ク労働党連立政権(99年12月~) 2000年雇用関係法(労組権限強化:労組への集団交渉における独占交渉権付与等) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働法改正(80、82、84年)によるクロ-ズドショップ制の緩和、支援スト禁止等 雇用保護法緩和(解雇規制の緩和) 最低賃金審議会の廃止 83年に公共事業による建設需要喚起(雇用吸収対策) 職業訓練重視 	<ul style="list-style-type: none"> 92年以降、中央交渉で賃金凍結(95年凍結解除) 94年全国に職業訓練センター設置、若年失業者向け就職カンパニ-強化 95年10月失業者数削減プログラム 失業保険負担の軽減(96年1月より) 職業訓練センター充実(98年末までに5000ヶ所新設し、総数15000程度を計画) 住宅建設需要喚起 * 96年末迄に住宅取得した場合の利子補給引上げ(利子相当分35% 40%) * 住宅補修費に対する10%の補助金 96年 外国人技術者に対する税制優遇措置施行 97年若年層への失業手当支給要件厳格化 	<ul style="list-style-type: none"> 「産業平和条項」(1930年代に導入)により、労使関係は良好 完全雇用と長期雇用を前提とした労使慣行 構造改革に伴う失業に対しては、早期退職者募集、営業譲渡先での継続雇用等に対応、失業者は外国人労働者にしわ寄せ (97年1月、失業保険給付日数上限520日に短縮する法案提出が伝えられると、失業者の駆け込み申請で2月5.7%に跳ね上がる。その後は同制度浸透や徒弟制度導入、景気回復などで失業率は低水準。) 	<ul style="list-style-type: none"> 政労使協調(ワッセナー合意)「オランダモデル」に基づき、パートタイム労働の活用によるワークシェアリング フルタイム(36~38時間) 大パートタイム(30~35時間) 小パートタイム(20時間) 短期パート(12時間未満) フレキシブル労働(一時雇用) 82年に賃金物価スライド廃止(85年までに完全実施) 産業毎の生産性の上昇に見合う賃上げへ移行。公務員賃金も抑制。 最低賃金引下げ(23歳以上)84年3%引下げ、90年まで凍結、93~96年再び凍結(賃金抑制の補償措置として所得税減税、社会保障負担の軽減実施) 96年労働時間差別法撤廃(パートタイム労働者も正規労働者と労働条件は同等に) 労働時間短縮(40 38 36時間) 早期退職制度 公共職業紹介サービスの民営化 失業手当給付要件の厳格化

労働市場改革一覧表（その2）

	スペイン	ポーランド	アルゼンチン	香港	台湾
雇用制度、雇用対策等	<ul style="list-style-type: none"> 80年以降、政府、主要労組、経団連の3者間での「雇用に関する国家合意」により、85年以降は同3者間による「社会協約」により賃上率を取り決め 中期経済計画(83～86年)の構造不況業種の整理再編に伴う失職者に対して手厚い保護措置を実施 87年以降は政府の賃上げガイドラインを基準に労使が話し合い。 88～96年 労使間協約締結されず 96年10月(97年労働改革の基本方針表明雇用契約形態の簡素化、長期雇用の促進、労使関係の柔軟化、解雇理由の明確化) 97年5月労使間交渉にて労働協約改定(解雇規定の明文化、新規長期雇用契約者の解雇手当引下、経済的理由による解雇上限42カ月 24カ月) 97年9月雇用創出4ヶ年計画(100万人新規雇用とEU諸国並みの失業率) ① 新規雇用中小企業への優遇税制 ② 企業の社会保障負担の軽減(最大60%) ③ 起業家に対する優遇措置 	<ul style="list-style-type: none"> 89年新雇用法(失業手当整備) 賃金スライド制の見直し 90年(経済安定化政策)超過賃金税の導入による賃上げ抑制徹底化 失業に対するセーフティネットの拡充 超過賃金税の適用を中断(94年4月～7月)、94年12月に廃止。 94年後半以降 失業率は低下 95年12月(新卒者の雇用機会を増やすため、従来の失業手当資金の一部を転用し、職業訓練教育システム導入)(失業手当の支給額引上げは物価スライド方式に:従来は賃金スライド) 民間部門の成長 インフラ整備などの公共投資による新規雇用創出 失業者に対する再雇用訓練・職業紹介プログラム実施 早期退職制度の導入による過剰雇用への対応 95年以降、国有企業の賃金上昇率を政府・経営者・労組による3者委員会で賃金上昇率を協議・決定(50人以上の民間企業にも適用、但し、罰則なし) (労使関係) 民営化を背景に労組は弱体化(国有企業の組織率が6割程度、民間企業は殆ど組織化されていない) 労使関係も「対決型」から「対話型」へ 	<ul style="list-style-type: none"> 76～81年の第1次新自由主義改革において雇用関係の柔軟化の試み 89年7月*私政権発足後、労組(支持基盤)をとりこむことによる賃上げ要求抑え込み(発足後3ヶ月でインフレ率月率一桁まで低下) 89年10月、労組の大幅賃上要求に押し切られ、賃金・物価上昇再燃。 91年には賃金・物価のスパイラルを招くインデクセーション廃止 91年「雇用法」(期限付き労働契約を認める) 95年「労働契約法改正」(労使の個別交渉に多くの裁量付与、雇用・賃金自由化による労働コスト引下げ狙い) 96年雇用負担軽減(年金、健康保険、社会保障負担など所謂アルゼンチン・コストを給与総額の70% 45%に引下げ) 98年 労働法 <ul style="list-style-type: none"> 団体交渉の非集権化 労働協約の自動延期規定の廃止 解雇、退職時の退職金支払の条件緩和 ④ 社会保険制度の民間移行 2000年公務員給与削減(10%、15%) 2000年労働改革法 <ul style="list-style-type: none"> 雇用者負担軽減(新規雇用者に関する社会保障費負担軽減) ② 試用期間延長 ③ 登録手続き簡素化・統一化 ④ 団体交渉ルール改定 	<ul style="list-style-type: none"> 能力主義の徹底 90年代、一部製造業や建設業で深刻な人手不足、技術者不足の顕在化。対策として大学の新規設置、従業員再訓練スキームの創設、外国人労働者の受け入れ制限の緩和、高等教育の拡充 97年 専門職、管理職の不足。人材育成強化 解雇は労働者への1ヶ月前の通告で実施可能。 失業保険制度はない 	<ul style="list-style-type: none"> 80年代半ばより労働不足問題が顕在化 一般的に転職率が高く、賃金相場は景気の変動に左右されやすい。公務員・軍人給与の改訂が一つの目安。 公務員・軍人給与の引き上げ率は90年代半ば以降、低水準。 91年2月、外国人雇用制限を緩和。 92年5月、「就業服務法」公布施行により、外国人労働者の権益に明確な法的根拠を与える。 93年以降「6ヶ年計画」によるインフラ整備等が景気の下支えになり、失業率1.5%とほぼ完全雇用。しかし、97,98年と失業率が上昇、2.7%に。高学歴化による、労働者の職種に対する嗜好変化も一因。 ブルーカラーは労働力不足。 97年、外国人労働者の最長就労期間を2年から3年に延長。 労働委員会、98年9月より基本賃金据え置き。

財政政策一覧表(改革当初の財政政策を中心に)その1

(出典: 最終章の参考文献により作成)

	ニュージーランド	イギリス	フィンランド	スイス	オランダ
財政再建に着手した目的・背景等	73年、英国のEU加盟による特惠関税廃止等、英国依存型経済の転換を余儀なくされ、財政赤字拡大。74年には石油危機に加え、国内的には社会保障費が増加。更には60歳以上の高齢者に無条件支給する老齢年金制度が導入され、83-84年度の対GDP比財政収支は9%まで拡大。財政赤字削減、保護主義的な経済政策から自由主義的なサプライサイド経済政策への転換を図った。	79年、インフレ抑制のため、緊縮的財政金融政策をとり、公営企業の民営化、経済自由化、補助金打ち切りなどを実施。	バブル崩壊と戦後最悪の景気後退、対露貿易激減で経済運営が狂う。経常赤字削減と不況からの脱却を最重要課題に据え、歳出削減、雇用確保、輸出関連部門を奨励。経営難の銀行支援、対外借入急増に対処、新産業育成等への対処、財源捻出のため緊縮財政を継続。	バブル崩壊等による景気悪化、それに伴う失業給付金の急増により、91年以降、財政は赤字転化。財政支出削減による財政再建を図った。	第一次石油危機後の天然ガス価格上昇による歳入増加を背景に当時の労働党政権が社会福祉制度を充実させたため、70年代後半に財政赤字が急増。82年には財政赤字対GDP比は7.3%(中央政府)となり、財政赤字削減に向かった。
財政政策等の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 84年DPF政権発足(歳出削減:規制緩和による公的部門縮小、補助金[農業・輸出補助金]削減、低所得者への補助金見直し) 84年末 外国為替管理の段階的撤廃(85年に変動相場制へ) 84年 金利自由化(財政赤字削減、インフレ抑制、経常赤字改善を目指し、財政・金融両面で緊縮政策) 86年「国有企業法」(政府現業部局の国有企業化と民営化、中央省庁人員改革前8.4万人94年3.2万人) 農業生産者、工業製品輸出業者、電力・石炭の国営事業への補助金カット 低所得者への補助見直し、家族手当と最低家族所得保障手当の2制度に集約(重複等無駄な支出削減) 86年財・サービス税導入10%(89年12.5%) 88年所得税率を28%、33%の二段階に。低所得者に対する減税措置(15%) 88年法人税率引下げ(45%→28%)(89年に所得税率の最高税率と同じ33%に引上げ) 公務員制度改革(5年の個人契約制移行、採用は国籍不問) 88年「国家部門法」(政府官庁の長の裁量を広げると同時に責務と大臣に対する責任を規定。法律施行後は厳しい公務員削減) 89年「財政法」(歳出入把握の法的基盤。企業会計と同様に一般会計制度[発生主義]への変更。国立機関を含む情報開示規定) 89年「NZ準備銀行法」準備銀行の独立性確保と金融政策の目的を物価安定(物価上昇率0~2%)に限定(インフレ沈静化の一方、高金利政策で消費・投資低迷、経済成長抑制) 財政黒字化・インフレ沈静化するも、低成長・失業率上昇 90-91年度には景気低迷による税収減から財政赤字が再び拡大 90年ボルトン-国民党政権発足(小さな政府による財政赤字削減努力。福祉関連予算削減、医療関連費の受益者負担拡大や年金受給開始年齢引上げ) 	<p>サッチャー政権の財政再建</p> <p>公共支出全体のGDP比削減目標を掲げ、カテゴリー別に推進(「計画的増加」:防衛、法秩序、「実質増加率急減計画」:NHS、社会保障、「計画的削減」:海外援助、産業助成、国有企業貸付、住宅、教育、芸術)(82年度47.5% 88年度39.25%)</p> <p>国有企業貸付、住宅、教育、芸術)(82年度47.5% 88年度39.25%)</p> <p>国有企業民営化・公営住宅売却(従業員79年150万人を92年迄に92万人を民間部門に転換。政府資金負担を50~60%削減し年25~35億ポンド水準、民営化企業からの法人税収20億ポンド超、79~91年民営化収入約340億ポンド)</p> <p>2次にわたる国家公務員削減(79年73.2万人 88年59.3万人)</p> <p>79年所得税減税とVAT税率引上(8%15%)</p> <p>80年3月予算で中期財政金融戦略MTFS(公共部門借入要求PSBR削減計画と、通貨目標設定) 83年以降、MTFSは上手く機能せず実質的に消滅</p> <p>80年地方自治・計画・土地法(住宅修繕、道路維持、下水等) 88年地方自治法(ゴミ収集、街路掃除等)による競争入札制度</p> <p>88年行政庁(E-ジエンシ)制度設立</p> <ul style="list-style-type: none"> 失業増(改革後7年増加)に対してはガラ付イド重視(成長産業育成、労働者教育、職業訓練強化、企業減税) 国民負担率上昇に対しては中産階級重視政策(公営住宅払下げ等ポピュラーキャピタリズム)、社会福祉の一時引上げ 88年、1.5%と財政は黒字転化 90~97年のメージャー政権はサッチャー政権のスタンスを踏襲 93年には財政赤字拡大。(対GDP比7.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> 91年4月アホ右派中道政権 92年通貨マルカの固定制移行後、マルカ下落。 93年法人税25%(従来19%国税+平均17%地方税) OECDで最低水準(96年28%に) 94年売上税に代え22%のVAT導入(95年食料品のみ17%に) 94年大統領選で財政支出による雇用促進を訴えたアホイリ当選(社会民主党)(但し、財政面ではアホ政権の緊縮財政継続) 95年4月リッポ初保革連立政権(財政赤字削減と失業率低下を優先課題。財政赤字が顕著に改善する一方、雇用情勢は緩やかな改善にとどまる) 96年には失業対策を巡る足並みの乱れから与党支持率低迷したが、97年以降、通貨統合第一陣参加が対外債務削減、財政赤字削減など経済目標達成を容易にするとして、経済政策運営の重点を通貨統合問題に移し、連携維持。 96年 外国人技術者に対する税優遇措置施行。 財政収支の対GDP比(92年15.6% 98年+0.9%) 93年、94年は消費支出圧縮や移転支出抑制など主に歳出削減で改善に向かうも、公的債務拡大による支払金利負担増大などで依然高い財政赤字水準。 95年以降、景気回復に伴う税収増を主因に歳入増、リッポ初政権の地方公共団体への助成金大幅削減を柱とする歳出削減策、96年6.3%まで改善 97年所得税減税実施による内需拡大のほか、輸出順調により6.3%の高成長達成。歳入微増。失業率低下に伴う支出減と、公的債務減少による支払金利低下などにより財政収支大幅改善、98年均衡達成。 	<ul style="list-style-type: none"> 95年税制改革(連邦売上税を付加価値税6.5%に転換)(93年11月の4度目の国民投票で可決。施行日は95年1月1日、2006年までの時限立法、食品には軽減税率を適用。99年1月には税率を1%ポイント引上げ7.5%に。税収の5%は低所得者向け健康保険財政の充実に充当) 石油税、タバコ税引上げ 97年失業保険給付削減法案、国民投票で否決「財政目標2001」構想へ 景気低迷の中で財政赤字削減は進まず98年には政府部門(含む地方)の単年度の財政赤字は対GDP比3.5%(連邦政府のみ76億フラン)累積ベースでは53% 98年「財政目標2001」を国民投票で可決(財政赤字が規定額(最大10億フラン)を超過した場合、強制的に連邦支出を削減する憲法条項)。これに連動する形で円卓会議、主要政党、主要経済団体、労組代表により構成)を開催、支出削減案を政労使で策定。支出削減19億フラン(対前年比4%の規模)。内訳は国防5.6億フラン、州への補助金5億フラン、年金支出3億フラン。連邦鉄道2億フラン 98年、景気回復による税収増のほか、スイス・コムの株式市場上場等の特殊要因もあり、この条項は発動されず、財政均衡達成。99年にも緊縮財政を維持。 99年、付加価値税、老齢遺族年金財源目的に1%引上げ 2000年、連邦公務員法の職員法への転換、国民投票で大差で承認 歳出削減(93-96年補助金削減、97-99年緩やかな拡張的財政政策) 	<ul style="list-style-type: none"> 82年、ルベルス内閣は政労使合意(ワッセナ-合意)に基づき、社会保障給付の削減、公務員の賃上げ凍結、失業手当の引下げなどの歳出削減を図る一方、付加価値税、酒・タバコ税の引上げによる財政赤字削減に向かった。(また、財政に余裕が生じた場合は減税に振り向け) 83年以降、増税なき財政再建(極力歳出の伸びを抑え財政赤字削減、個人・企業の税負担・社会保障保険料負担軽減)。社会保障の最低給付水準凍結、給付水準と平均賃金上昇率のリンク廃止(一部社会保障制度の民営化)。保障・補助金の対GDP比大幅低下 公務員数・給与を抑制(83年公務員給与3%削減、その後の伸びも極めて抑制)。政府人件費の対GDP比率低下(人件費82年12.6% 98年9.1%) 財政管理の強化(支出管理機能統合、監査機能の拡充等) 累進税率緩和と税率構造の簡素化、付加価値税、酒・タバコ税引上げ (84年18.19%、86年19.20% 89年20.18.5%、92年18.5 17.5%) 94年コック首相発足後、トレンド・ベースアプローチ導入(景気に左右されないように歳出削減にターゲット)(社会保障水準の抑制、公務員給与及び人員の抑制・削減、省庁毎に分散していた支出管理機能の統合・監督機能の拡充など管理強化、景気循環に左右されないようにターゲットを財政赤字幅

	<ul style="list-style-type: none"> 93-94 年度には 6% 超の高成長から税収増加、財政は黒字転化。 94 年「財政責任法」(財政責任原則。黒字維持、適正水準まで公的債務削減) 96 年国民党・NZF 連立政権発足 96/97 年度所得減税(28% 25%、最高税率 33%の範囲を狭め、一部 26.25%(後に 24%)) 98 年 11 億 NZドル規模の所得税減税(中所得者中心 24% 21%)(15%、21%、33%の 3 段階) 99 年、「行き過ぎた効率化・自由化」の是正から労働党政権へ。富裕層への増税、福祉引上げ、民営化一時凍結(労組の権限強化)。 	<ul style="list-style-type: none"> 93 年度予算よりコントロール・トータル導入(支出抑制の為に 3 年間の総額を予め決定) 財政健全化の為に PFI 推進体制強化 ブレア政権 97 年 5 月発足(第 3 の道を模索) 98 年中期財政運営の戦略レポート発表(発生主義等一般の企業会計に準拠した会計システム 経常的支出と投資的支出の分離、債務による資金調達に投資的支出に限定、経常的支出に充てないという「黄金律」、「公共投資持続の保持則」(公共投資向け債務も GDP の一定比率内)の遵守。投資的支出は各省が中期投資計画を策定、その是非を大蔵省が国家戦略に照らして判断、ファンドを与え、原則 3 年間固定して所定投資の安定的実行を担保 99 年 4 月から本格的な中期予算制度を包含するシステムに移行。 税制改革(所得税 78 年 25%~83%の 11 段階)(VAT は標準税率 8%、割増税率 12.5%) 79 年 7 段階、80 年~87 年まで 6 段階、最高税率は 60%。88 年 25%と 40%の 2 段階。92 年に基本税率 25%の下に 20%を追加。96 年、97 年、基本税率引下げ、97 年に 23%。 79 年 6 月より VAT は一律 15% 91 年 VAT17.5%(90 年、レートに代え導入した地方税コミュニティ・チャージ(93 年に廃止)は人頭税であり不評。91 年、メイジャーは同税を一人当たり 140 ポンド減額の代わりに VAT2.5%引上 		<ul style="list-style-type: none"> 公務員の終身保障的な身分保障が撤廃され、4 年単位の雇用保障へ切り替え。2001 年から自由契約制。能力給の全面的な採用。 	<p>から歳出にシフト)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(対 GDP 比)</th> <th>82 年</th> <th>98 年</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳出</td> <td>66.1%</td> <td>50.3%</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>12.6%</td> <td>9.1%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>保障・補助金等</td> <td>33.1%</td> <td>26.7%</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>3.1%</td> <td>2.6%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.9%</td> <td>1.5%</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>利払</td> <td>4.8%</td> <td>4.8%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>歳入</td> <td>56.6%</td> <td>50.4%</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>税 社会 保障 負担</td> <td>46.7%</td> <td>43.4%</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>収支(中央・地方)</td> <td>9.5%</td> <td>+0.1%</td> <td>+9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 83 年公務員の大規模ストライキは国民の合意得られず失敗 失業増(改革後 2 年間急増) 国民が政府を支持したのは政府が率先して公共部門改革に乗り出したため(83 年公務員給与、最低賃金、社会保障給付凍結、84 年公務員給与 3%削減、最低賃金・社会保障給付 5%削減) 減税、社会保障負担の軽減(同時に社会保障サービスの一部民営化による効率化も実施) 社会保障削減による選挙敗北(94 年) 次期労働党連立政権も従来路線踏襲 	(対 GDP 比)	82 年	98 年	増減	歳出	66.1%	50.3%	15.8%	人件費	12.6%	9.1%	3.5%	保障・補助金等	33.1%	26.7%	6.4%	投資	3.1%	2.6%	0.5%	その他	6.9%	1.5%	5.4%	利払	4.8%	4.8%	0.0%	歳入	56.6%	50.4%	6.2%	税 社会 保障 負担	46.7%	43.4%	3.3%	収支(中央・地方)	9.5%	+0.1%	+9.7%
(対 GDP 比)	82 年	98 年	増減																																										
歳出	66.1%	50.3%	15.8%																																										
人件費	12.6%	9.1%	3.5%																																										
保障・補助金等	33.1%	26.7%	6.4%																																										
投資	3.1%	2.6%	0.5%																																										
その他	6.9%	1.5%	5.4%																																										
利払	4.8%	4.8%	0.0%																																										
歳入	56.6%	50.4%	6.2%																																										
税 社会 保障 負担	46.7%	43.4%	3.3%																																										
収支(中央・地方)	9.5%	+0.1%	+9.7%																																										

財政政策一覧表（改革当初の財政政策を中心に）その2

	スペイン	ポーランド	アルゼンチン	香港	台湾
財政再建に着手した目的・背景等	<p>財政は恒常的に赤字だったが 86 年 EC 加盟とともに付加価値税を導入、更に景気拡大による自然増収等から 88 年には財政収支対 GDP 比は 0.5%（中央政府）とプラス転化。マーストリヒト条約により財政赤字収斂の必要があったが、90 年代の深刻な不況のほか、92 年のバルセロナオリンピック、セビリア万博、マドリッド - セビリア間の新幹線、多くの地方高速道路網建設から財政赤字は再び拡大、94 年 6.4%。ユーロ第一陣参加を目指した財政赤字削減を迫られた。</p>	<p>89 年マゾビエツキ非共産党政権成立。90 年バルツェロピッチ副首相兼蔵相の下で市場経済移行のための経済改革を開始。市場経済移行戦略の中核として財政制度改革、財政再建が不可欠であり、大幅な財政赤字とこれに起因する激しいインフレに早急に対応する必要があった。93 年以降、財政赤字は概ね GDP の 3% 程度を維持。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政赤字は 93 年ころから安定化。対 GDP の赤字規模は、89 年の 5.0% から、92 年 6.1% と悪化した。93 年以降は 3% 前後の水準を確保。 ・財政の規模は 92 年の GDP 比 50% から 99 年には 44% に低下したものの、依然過大。 	<p>ペロン政権下の「国家主導経済開発」に伴う公共企業・公務員の膨張、不採算公営企業への赤字補助金支出、給与上げや社会保障制度拡充など労働者保護政策、歳入面では脆弱な徴税機構、希薄な納税意識から慢性的な財政赤字を抱え、これがハイパーインフレの原因にもなった。財政赤字の大半を対外借入に依存し、債務返済負担が拡大、財政赤字を一層悪化させた。債務圧縮やインフレ抑制の観点からの財政赤字削減に迫られ、「小さな政府」と民間活力による経済再建を図った。</p>	<p>（財政政策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低税率（オフショア所得、配当金、キャピタルゲインは非課税） ・原則として「積極的非介入主義」 ・95 年 強制年金制度制定 <p>伝統的に「均衡財政主義」を追求 6 つの財政準則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常支出は、経常収入の範囲内に抑制 ・公債収支はインフラ建設のみに充当 ・公共支出の伸び抑制（9 章参照） 	<p>（財政政策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・87 年以降、中央政府の建設公債を中心に公債収入の割合が高まり、92、93 年度には「国家建設 6 カ年計画」のインフラ整備が本格化したことに伴い公債収入は急増。 ・94 年～96 年にかけて緊縮予算。 <p>（税制）</p> <ul style="list-style-type: none"> 86 年の改正 ・個人所得税の最高税率 60% 50% 刻みも簡素化 ・法人税 30% 25% ・営業税 売上高課税方式 付加価値税方式（税率は 5% 10%） 90 年の改正 ・個人所得税 50% 40% ・刻みの簡素化（15 段階 5 段階） <ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業に分業が発達、市場の変化に迅速に対応 ・労働集約型産業から資本・技術集約型産業への転換（労働集約型産業は高賃金などから価格競争力を喪失） ・ベンチャー、ハイテク産業の伸長、コンピュータ部品で高いシェア ・官民協力による研究開発の推進 ・通貨危機の影響も軽微、NIES・ASEAN 諸国がマイナス成長に陥るも、プラス成長維持
<p>財政政策等の主な内容</p> <p>歳出削減 福祉削減 民営化 公務員削減 公務員賃金抑制 税制改革等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経済計画（83～86 年）スペイン銀行からの借入による財政赤字補填禁止。社会福祉制度強化による公共部門の比重拡大。 ・92 年の EU 収斂計画で財政赤字を GDP の 3% 未満に抑制。 ・96 年国民党への政権交代：但し、前政権と同じ方針、社会保障を維持しつつ、財政赤字削減、インフレ抑制など EU 統合への経済収斂を進め、市場原理を活かす構造改革を実施）（ユーロ第 1 陣参加を目指した財政政策がとられたが、基本的には増税によらず、歳出の徹底した削減、公営企業の民営化収入、構造改革の徹底による経済活性化による経済成長の確保を目指した） ・97 年予算（EU 統合への経済収斂達成を目指した財政・金融政策、構造改革。財政（97 年末に財政赤字対 GDP 2.5%）（歳出伸率を 1.7% に抑制：公務員給与凍結、公務員数の漸次削減、経常支出 10% カット、公共企業への補助金削減、歳入は租税負担率を引上げず自然増収を中心に +6.0%） ・97 年「経済収斂新計画」（97 年～2000 年の経済成長と財政赤字削減のシナリオを提示）インフレ抑制、金利低下、財政赤字削減により不均衡なき持続的発展の基盤確立と、収斂条件クリア、経済の自由化と構造改革進展（表：目標数値）（過去に 92 年「経済収斂計画」94 年「経済収斂改訂計画」：但し経済悪化と労働党政府の指導力低下により実現度が低いまま消滅） ・96 年、97 年で目的達成：97 年末（インフレ率 1.9%、長期金利 6.4%、財政赤字 2.5% と収斂条件達成）（95 年インフレ率 4.7%、長期金利 11.2%、財政赤字 6.5%） ・第一陣加盟が国民的願望であったスペインでは公務員給与凍結、労働市場改革など痛みを伴う措置が国民に受け入れられた。 ・99 年 1 月 EMU 加盟、財政赤字と政府総債務 	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の主な内容は、補助金の廃止・大幅削減（食料、住宅、赤字企業、輸出等への補助金）、公共投資の大幅削減、対外債務の削減、国営企業のリストラ・民営化、地方への権限・財源の委譲、公務員の削減、公務員給与の実質削減、社会福祉の見直し、税制改革、国債制度の整備・拡充などであり、これにより財政支出の大幅削減と財政収支バランスの回復を目指す。 ・このうち、500 億ドルに上った対外債務については、90 年代前半に実質半分に削減。その際、当初の返済を少なめにしたことにより、財政のフリーハンドを拡大。 ・国営企業については、補助金の廃止・削減、リストラ、分割、民営化等によって、企業の効率化と財政バランスの改善を図った。なお、民営化については、殆どの国営企業を内外の投資家に売却し、財政収入を得るとともに、将来の国の負担を軽減。 ・福祉については、地方への権限・財源の委譲、国の機能の民間への肩代わり（確定拠出年金制度の導入、民間保険制度の充実など）受給基準の厳格化、受給状況検査の充実などの措置を実施。 ・地方への権限・財源の見直しについては、県、市町村の機能を充実させ、福祉・教育・都市整備などを地方に委譲し、行政事務を効率化。 ・歳入面では、西欧型の税制構造の確立、課税ベースの拡大、申告納税制度の確立などを行ったが、徴税能力に限界があることもあり、付加価値税、個別消費税、社会保障負担金に依存する構造。90 年代後半には法人税率の低減を図ったことなどから、間接税依存体質の強まり。 ・国債については、財源不足を補うために 90 年代前半に導入され、その後、機関投資家の多 	<ul style="list-style-type: none"> ・89 年 7 月「新経済政策」発表（実質賃金回復、価格協約、公共料金引上げ、為替切下げ） ・89 年「緊急経済法」「国家改革法」（補助金カット、民営化、内外資本の差別的取扱撤廃）公共部門の調整が遅れ、賃上げ圧力が高まる中で対外部門・短期国内債務から生じる通貨増発が短期国内債務を累増させ、12 月には為替下落、インフレ再燃 ・行政改革：国営企業の管理強化（国営企業の財政赤字削減のため国営企業は毎月の財務状況を経済省へ報告）、公務員削減（90 年約 244 万人から 94 年には約 180 万人へ減少）、民営化 ・89 年 12 月ゴンザレス経済大臣就任（為替、物価、金利、賃金の自由化を図る一方で、最大のインフレ要因である中銀金利負担一掃を狙って 90 年 1 月定期預金をドル建て長期国債に強制転換する措置を実施して通貨安定とインフレ抑制を図った。極度の流動性不足、金融不安からインフレ再燃したが、3 月には歳出の一時凍結、中銀再割引禁止などにより財政均衡達成され、為替安定が図られ、4 Q にはインフレ沈静。 ・地方の財政調整が進まず、91 年 1 月国庫の大量支援、通貨増発から為替下落、インフレ再燃、経済チーム交代 ・91 年 1 月カバロ経済大臣（インフレ抑制、通貨価値回復を図るため、4 月兌換方（カレン・ポード）制）導入とともに、通貨発行量を外貨準備高枠内へ制限、財政赤字補填のための通貨増発に歯止めをかけ、更にインフレ要因となっていたインデックス禁止。他方、兌換法の裏付けとなる財政改革実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小零細企業に分業が発達、市場の変化に迅速に対応 ・労働集約型産業から資本・技術集約型産業への転換（労働集約型産業は高賃金などから価格競争力を喪失） ・ベンチャー、ハイテク産業の伸長、コンピュータ部品で高いシェア ・官民協力による研究開発の推進 ・通貨危機の影響も軽微、NIES・ASEAN 諸国がマイナス成長に陥るも、プラス成長維持 	

	<p>削減が基本政策。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2000年1月修正安定計画では2002年に財政黒字化を図る (96年以降)歳出削減、国営企業の民営化(民営化収入は公的累債削減、インフラ整備へ充当) 	<p>様化を図ることにより、コストの低減を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歳入面：付加価値税を税収の中心に据え、課税ベース拡大と税率引上、経済活動を歪めてきた諸税を廃止・縮小して税制の簡素化に取り組む。同時に徴税機構整備、罰則強化により徴税機能強化を図る。 歳出面：民営化実施して国営企業への赤字補填解消、政府部門縮小、公務員削減による徹底した歳出削減。 月率27%(91年2月)の高インフレは4月以降1桁に低下、年末1%未満に 連邦政府と州政府間で財政協定締結 92年、法人税を20%・30%、付加価値税率を16%・18%に増税、課税対象を殆ど全ての財・サービスに拡大。 対外債務問題(92年7月公的債務第5次リク合意、12月民間債務削減策締結) 国際市場の信頼回復 94年財政赤字の原因の年金制度を改革(チリを手本に) 構造改革、財政改革によりインフレ低下、消費ブーム。相次ぐ民営化と債務問題解決を機に海外資本流入活発化、高成長8.5%(91年~94年)。一方、貿易赤字拡大、市場開放に伴う倒産増・リストラ、公的部門縮小で失業増加。 94年末メキシコ通貨危機(金融システム動揺するも、付加価値税引上げ、歳出削減など厳しい引締め策を実施、国際支援により混乱を回避) 95年4月、景気低迷による税収減を補うために付加価値税を21%に増税 		
--	---	---------------------------------	--	--	--